

公益社団法人農業農村工学会定款

平成24年4月1日 制 定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人農業農村工学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議によって、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、農業農村工学の進歩及び農業農村工学に関わる研究者・技術者の資質向上を図り、学術・技術の振興と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、農業農村工学に関する次の事業を行う。

- (1) 調査と研究の推進
- (2) 研究発表会、講演会、講習会、セミナー、展示会等の開催
- (3) 学術と技術の評価及び表彰
- (4) 学会誌、その他農業農村工学に関する資料、図書の編集・刊行
- (5) 学術と技術の学際的な連携協力
- (6) 学術と技術の国際交流
- (7) 学術と技術の広報
- (8) 関係図書、その他資料の収集、保管及び活用
- (9) 技術者教育認定及び技術者の継続的研鑽の支援
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の事業に関心を有して入会した学生
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に対し特に功労があった者で、総会において推挙された個人

(入会)

第7条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推挙された者は入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納めなければならない。ただし、名誉会員は、会費を納めることを要しない。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至った

ときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第 1 項の規定により除名したときは、除名した会員にその旨通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかった場合で理事会の決議があったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(社員)

第 12 条 この法人の社員は、概ね正会員及び名誉会員 80 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第 11 条第 1 項第 5 号等に定める社員とする(端数の取扱いについては理事会で定める。)

2 代議員を選出するため、正会員及び名誉会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。

3 代議員は、正会員及び名誉会員の中から選ばれることを要する。正会員及び名誉会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第 2 項の代議員選挙において、正会員及び名誉会員は他の正会員及び名誉会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 第 2 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、5 月に実施することとし、代議員の任期は選任の 2 年

後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。

6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第 6 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 5 項の代議員選挙終了の時までとする。

9 代議員は無償とする。ただし、費用を弁償することができる。

(正会員及び名誉会員の権利)

第 13 条 正会員及び名誉会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の

閲覧等)

- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利 (議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)

(代議員の資格喪失)

第 14 条 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員の資格を喪失する。

- (1) 第 9 条から第 11 条までの規定により、この法人の会員資格を喪失したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるときで、総会の総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の 3 分の 2 以上による解任決議があるとき。
- (3) 総代議員が同意したとき。

2 前項第 2 号の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に総会の日から 1 週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 第 12 条第 5 項ただし書きの定めは、代議員を解任する場合にこれを準用する。

第 4 章 総会

(構成)

第 15 条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会と

する。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 18 条 定時総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合、会長が請求のあった日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上を有する代議員から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき。

3 総会の招集は、開催の日の 2 週間前までに、次の事項を記載した書面をもって通知する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 目的である事項
- (3) 代議員は書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) その他法令で定める事項

4 正会員及び名誉会員は総会に出席して、議長の了解を得て意見を述べることができる。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、そのつど出席代議員の互選で決める。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 22 条 代議員は、代理人によって総会の議決権を行使できる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 23 条 代議員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会招集通知に記載された期間内にこの法人に提出し、総会の議決権の行使ができる。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会で選任された出席代議員の代表 2 名以上は、前項の議事録に、記名押印する。

(会員への通知)

第 25 条 総会の議事の要領及び決議した事項は、

学会誌又は書面等をもって全会員に通知する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、総理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、総理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限等)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を執行する。

5 副会長及び理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執

行する。

6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

7 理事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び名誉会員の同意がなければ、免除することができない。

(監事の職務及び権限等)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び名誉会員の同意がなければ、免除することができない。

(役員任期)

第30条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第32条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員にはその対価として報酬等を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるとき若しくは会長が当該理事会の決議事項に特別の利害関係を有するときは、副会長の中から議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第39条 この法人の財産は、基本財産及びその他

の財産の2種とする。

2 基本財産は、理事会で基本財産とすることを決議した財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(財産の管理)

第41条 この法人の財産は、会長が管理運用する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第46条 借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)

第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長ほかの職員を置く。

2 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(細則等)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営上必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は河地利彦とし、副会長は、中條康朗、佐藤政良、大堀忠至とし、専

務理事は、小前隆美とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後最初の代議員は、第12条と同様の方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。